平成２３年（フ）第１２４７５号
東京都葛飾区お花茶屋３丁目14―７―206
破産者　宮本　志誠
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４７６号
東京都葛飾区お花茶屋３丁目14―７―206
破産者　宮本　昌子
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４９０号
埼玉県草加市稲荷４丁目21番12号
破産者　芹川金庫株式会社
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４９１号
埼玉県草加市氷川町2140―２―406
破産者　芹川　栄一
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５３７号
神奈川県横浜市鶴見区江ヶ崎町20―13、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市鶴見区駒岡１丁目10番Ｃ415
破産者　有限会社アキラプリント
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５３８号
神奈川県横浜市鶴見区獅子ケ谷１丁目１―36
破産者　久保　　朗
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５４１号
東京都八王子市滝山町１丁目144番地の２
破産者　株式会社ネイブル
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５４２号
東京都八王子市左入町361
破産者　金子　省二
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５５４号
東京都足立区中央本町２丁目２番２号　細井ハイツⅠ―102
破産者　ハイビスカス・ミュージック合同会社
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５５５号
東京都足立区中央本町２丁目２―２　細井ハイツⅠ―102
破産者　傳野　充弘
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５６５号
東京都中央区日本橋堀留１丁目５番７号
破産者　株式会社アルテ・ジャパン
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５６６号
東京都文京区小石川３丁目28―14―901
破産者　吉田　　高
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６５４号
東京都中野区江古田３丁目９―13
破産者　村山　　祐
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６５６号
神奈川県川崎市川崎区貝塚１丁目15番３号
破産者　日栄機工株式会社
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２７００号
千葉県柏市柏245―16―201、開始決定時の住所千葉県柏市柏あけぼの１丁目６―15―102
破産者　中村　洋子
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８６０号
東京都新宿区二十騎町１―21―302
破産者　尾澤　永敏
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１９５号
東京都町田市三輪町1717―１　クレディＳＡＷＡ　Ⅰ―１
破産者　大窪　常正
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１９６号
東京都町田市三輪町1717―１　クレディＳＡＷＡ　Ⅰ―１
破産者　大窪　久子
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２２７号
千葉県流山市南流山７丁目３―12
破産者　三浦　深喜
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２２８号
東京都江戸川区篠崎町２丁目28―Ｂ―３
破産者　倉田　浩平
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２５５号
東京都足立区千住橋戸町20
破産者　長尾　光雄（旧姓山本）
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部